

お知らせ

パート II

凡例 随日時 随会場 随内容 随対象 随定員 随参加費 随申し込み 随問い合わせ HP ホームページ メールアドレス 他そのほか 随携帯電話

福祉

児童手当(特例給付) 現況届けの提出は今月中に

児童手当を受給している人に、現況届に関する書類を5月31日に郵送いたしました。現況届は、6月1日現在の状況について提出してもらい、引き続き児童手当を受ける要件を満たしているかどうかを確認するためのものです。

この届出がないと、6月以降の手当の支給を受けることができなくなりますので、6月28日(金)までに必ず左記まで提出してください(郵送可・添付書類を同封のこと)。
※平成25年6月から平成26年5月までの手当額は平成24年中の所得額で判定いたします。所得制限超過の世帯の場合、月額一人5,000円の特例給付となります。
※公務員は勤務先からの支給になりますので、職場へご確認ください。
※6月定期払いの支払通知を6月上旬に郵送いたします。(対象者の振込み予定日6月10日(月))。
●子育て支援課児童家庭班(〒270-1396 印西市大森2-364-2・区内線245・248)。
児童クラブの短期入所
市内の児童クラブでは、小学校の夏休み期間に入所を希望する児童を受け入れます。

る児童を受け入れます。

なお、一部の児童クラブについては、定員に達しているためほかの児童クラブをご利用ください(詳しくは下表参照)。
●市内の小学校に就学中で、夫婦共働きなどのため、保護者など、ほかに監護する者がいない家庭の児童、または、保護者や家族が疾病などのため、家庭で適切な監護を受けられない児童。
●開所時間：午前8時～午後7時(夏休みなどの長期休業日)。
●休所日：日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日。
●保育料：月額1,000円(上限あり)。
●6月28日(金)まで(必着)に、次の①②を左記まで郵送か持参(小林、小林第2、六合、しおん児童クラブを希望する場合は、直接各児童クラブへ申し込み)。
①児童クラブ入所許可申請書。
②保護者の就労証明書、または放課後、家庭にいないことを証明できる書類。

●児童クラブ一覧●

名称	所在地および電話番号	入所
木刈児童クラブ	木刈二丁目6番地 ☎☎ 8592	状況により可
原山児童クラブ	原山三丁目4番地 ☎☎ 3966	可
木下児童クラブ	木下1475番地 1 ☎☎ 0061	可
小倉台児童クラブ	小倉台二丁目3番地 ☎☎ 6031	可
小倉台第2児童クラブ	小倉台二丁目3番地 ☎☎ 6031	不可
西の原児童クラブ	西の原三丁目14番地 ☎☎ 1395	不可
高花児童クラブ	高花二丁目4番地 ☎☎ 1147	状況により可
内野児童クラブ	内野一丁目1番地 ☎☎ 5671	可
内野第2児童クラブ	内野一丁目3番地 ☎☎ 7122	可
大森児童クラブ	大森3313番地 1 ☎☎ 5814	状況により可
原児童クラブ	原三丁目5番地 ☎☎ 6220	不可
原第2児童クラブ	原三丁目5番地 ☎☎ 7210	状況により可
いこは野児童クラブ	若萩三丁目9番地 ☎☎ 1198	状況により可
平賀児童クラブ	平賀1161番地 2 ☎☎ 3501	可
滝野児童クラブ	滝野五丁目1番地 ☎☎ 2019	可
永治児童クラブ	浦部548番地 3 ☎☎ 8071	可
小林児童クラブ	小林北五丁目12番地 1 ☎☎ 8677	直接電話
小林第2児童クラブ	小林2441番地 2 ☎☎ 6261	直接電話
六合児童クラブ	小林2441番地 2 ☎☎ 6261	直接電話
しおん児童クラブ	松崎517番地 5 ☎☎ 3928	直接電話

※小林、小林第2および六合児童クラブは、指定管理者により管理運営。
※「状況により可」とは夏休みまでの退所者数及び増築工事の進捗状況によって、受付可能かどうか現段階では確定していないということです。
※しおん児童クラブは、NPO法人しおんの家が運営しています。

●県が認定した特定疾患医療受給者票、小児慢性特定疾患医療受給者票、先天性血液凝固因子障害受給者証の発行を受けている療養者(受給要件あり)。
●社会福祉課厚生班(区内線255・256)。

特定疾患医療受給者票の更新手続き

印旛保健所では、次の日程で特定疾患医療受給者票の更新手続きを実施します。更新を希望する人は、必要書類をそろえて、期間内に忘れずに手続きしてください。
●日程：下表のとおり。
●受付時間：午前9時30分～11時30分、午後1時～3時30分。
●印旛健康福祉センター(佐倉市楠木仲田町8-1・千葉県印旛合同庁舎内)。

特定疾患療養者に見舞金を

市では、特定疾患および先天性血液凝固因子障害の治療を受けている人へ見舞金を支給しています(申請手続きが必要となります)。

●印旛保健所健康生活支援課(☎043-483-1113)。

心の整理術

市では、発達障がいや、精神障がいを持つお子さんご家族の人を対象にソーシャルスキルトレーニング(ペアレントトレーニングも含む)を実施します。

●6月24日(月)②7月29日(月)③8月26日(月)・いずれも午前9時30分～11時30分。
●中央駅前地域交流館(中央南)。
●講師：土屋徹氏(Office 夢風)。

●更新手続き受付日●

月	実施日
6月	5日、6日、7日、12日、14日、18日、19日、20日、26日、27日
7月	3日、4日、5日、10日、12日、16日、17日、18日、22日、25日、29日、30日、31日

含フリーランスナース&ソーシャルワーカー)。
●3回1コース(要予約)。
●無料。
●社会福祉課障害福祉班(区内266)。

NPO法人ほれほれ・ちば主催市民講座「ストレス社会と心の健康」

●6月9日(日)・午後1時30分～4時。
●白井市保健福祉センター。
●「困ったときの家族の対応の仕方」についてのロールプレイとグループワーク。そのほか個別相談。
●500円(資料代)。
●事前申込制。
●おぼけっと(☎047-498-2400)。

介護施設の居住費と食費の自己負担額を減額

介護施設入所後にかかる居住(滞在)費や食費は、全額自己負担となっていますが、所得内容によっては自己負担額が軽減される制度があります(住民税非課税世帯に限る)。
ただし、この負担軽減を受けるには申請が必要です。

また、すでに自己負担限度額の減額認定を受けている人は、有効期限が今年の6月30日(日)までですので、7月末までに更新の手続きを必ず行ってください。
●該当者には、6月下旬までに通知しますので、届かない場合はご連絡ください。

●サービスの種類・対象施設：介護福祉施設サービス(特別養護老人ホーム)、介護保健施設サービス(老人保健施設)、介護療養施設サービス(療養型医療施設)における居住費と食費。

またはこれら3施設における短期入所生活介護、短期入所療養介護(ショートステイ)における滞在費と食費。
●居住(滞在)費：室料、光熱水費に相当する費用。
●食費：食材・調理コストに相当する費用。
●通所サービス(デイサービス・デイケア)における食事負担は対象外。
●詳しくは左記まで。

千葉盲学校オープンスクール、サマースクール

●オープンスクール
●6月29日(土)・午前9時10分～10時。
●授業参加費およびミニ集会。
●サマースクール
●7月30日(火)、31日(水)・両日とも午前9時30分。
●30日は、幼児・児童・生徒とその保護者、担任。31日は視覚障がい者に関わっている人。
●オープンスクールは6月21日(金)までに、サマースクールは7月8日(月)までに、電話・FAXまたはメールで左記へ。

●千葉県立千葉盲学校(〒284-0001 四街道市大日46-8)・☎043-422-0811・☎043-424-231・FAX043-424-592・chiba-sb@chiba-ed.jp)。
福祉カーを貸し出し
市内に居住する高齢者やその家族に、リフト付きワゴン車を無料(ガソリン代は実費負担)で貸し出します。
●運転手の手配は個人で行ってください。また、利用前には、必ず左記窓口で利用状況をお問い合わせください。

「社会福祉」意見交換会

市民や市民活動団体のみなさんが抱えている悩みを出し合い、課題を解決するヒントを探ります。
●介護や障がい者支援などに携わっている人、こうした問題に関心をお持ちの人、みんなで話し合ってみませんか。
●6月14日(金)・午前10時～正午。
●市民活動支援センター(中央駅前地域交流館2号館内・中央南)。
●福祉に興味のある人。
●電話または直接左記まで。
●市民活動支援センター(☎4500)。

視覚障害者のための「相談・支援室」パソコン教室

視覚障害者相談・支援室 視覚障害に関する相談。
●原則毎週水曜日・午前10時～午後4時(祝日休み)。
●来室または電話相談。
●相談担当者：千葉県視覚障害者福祉協会理事が担当。
●相談専用電話(☎043-421-6910)。

●パソコン教室
●4月第1週～平成26年3月末の毎週月曜日・午後1時～3時。
●基礎的な操作方法、IT機器の操作方法。
●千葉県在住の視覚障害者で、基礎から勉強したい人。
●無料。
●開催1週間前までに希望日を電話で左記へ。
●詳しくは左記まで。
●公益社団法人千葉県視覚障害者福祉協会(☎043-421-5199)。

●福祉センター(佐倉市楠木仲田町8-1・千葉県印旛合同庁舎内)。